**誓　約　書**

 　　年　　月　　日

　富山県知事　　殿

 住　所

 氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者の氏名

　　下記のとおり相違ないことを誓約します。

　 記

　１　心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者ではありません。

　２　禁錮以上の刑に処せられ、又は家畜商法、家畜伝染病予防法及び家畜取引法　　に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない者ではありません。

　３　家畜商法第７条第１項又は第２項の規定による免許の取消(家畜商からの申請によるものを除く。) があった日から、2年を経過しない者 (上記1項に該当するため取り消されたものであって、同項に該当しなくなった者を除く。) ではありません。

　４　家畜の取引の業務を行う事業所を２以上設ける者であるときは、そのいずれ　　かの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが家畜商法に基づく家畜商講習会の修了者(以下、修了者とする。) 以外の者ではありません。

　５　家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であって、その者の当該業務に従事する者のうち、修了者に該当する者のすべて(当該業務を行う事業所を２以上設ける者にあっては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する修了者に該当する者すべて)が、上記１から３項までのいずれかに該当する者ではありません。